

株式会社ユウビック
指定地域密着型サービス
看護小規模多機能型居宅介護ナーシングハウスゆう
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ユウビックが開設するナーシングハウスゆう（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、また、医療ニーズの高い要介護者に対し訪問看護を一体的・柔軟に提供することにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、また、訪問看護サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、堺市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前各項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日堺市条例第58号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ナーシングハウスゆう
- 二 所在地 堺市美原区北余部390-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、訪問看護管理者との兼務あり）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定複合型サービスを提供する。
- 二 介護支援専門員 1名（常勤1名、介護福祉士業務との兼務あり）
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び指定複合型サービス計画の作成に当たる。
- 三 介護従業者 13名（常勤13名、うち介護福祉士資格有6名、うち1名は介護支援専門員との兼務、うち7名は介護職員、うち1名は代表取締役との兼務、うち1名は准看護師

資格あり、看護業務との兼務あり、うち2名は看護師資格あり、看護業務との兼務あり)
介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定複合型サービスを提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定複合型サービスを提供する。

四 看護職員内訳 11名（常勤看護師11名、うち1名は訪問看護管理者との兼務あり、うち8名は訪問看護との兼務、うち1名は准看護師、介護職員との兼務ありうち1名は看護師、介護職員との兼務あり）

看護職員は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行い訪問看護サービスの提供を行なう。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する。（年中無休・24時間）
- 二 営業時間 24時間営業（月～土・日・祝日）
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前 7時から午後20時まで
 - イ 宿泊サービス 午後20時から午前 9時まで
 - ウ 訪問サービス 24時間
 - エ 訪問看護サービス 必要に応じ随時提供

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 16名
- 三 宿泊サービス 8名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

堺市美原区 東区

（指定複合型サービス計画の作成）

第8条 当事業所の介護支援専門員は、指定複合型サービスの提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の従業者と協議の上、援助の目標当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定複合型サービス計画を作成する。

2 指定複合型サービスの提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせること

とする。

二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

三 指定複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定複合型サービスの内容)

第9条 指定複合型サービスの内容は、次のとおりとする。

一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

二 送迎サービス 送迎を希望される場合には送迎いたします。

三 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

四 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

五 訪問看護サービス 利用者の居宅や指定複合型サービスの利用中における、訪問看護サービスの提供を行なう。

2 サービスの提供に当たっては、指定複合型サービス計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービス並びに訪問看護サービスを組み合わせた介護を行う。

(短期利用型居宅介護)

第10条 当事業所は、小規模多機能型居宅介護の登録定員に空きがある場合であって、緊急またはやむを得ない場合など一定の条件下において、空いている宿泊室等を利用し、登録者以外の短期間の指定短期利用型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用型の定員は登録定員の空の範囲内で空床の宿泊室数を限度とする。

3 緊急またはやむを得ない場合など一定の条件下とは、利用者の状態や家族等の理由により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者のサービスに支障がないと認めた場合であり、またサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこととする。

4 短期利用居宅介護の利用はあらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合等は14日以内。）の利用期間を定める。

- 5 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当該事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供するものとする。
- 6 短期利用居宅介護の入退居に際しては利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとする。

(指定複合型サービスの利用料)

第11条 指定複合型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定複合型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上額の1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けられるものとする。

一 食事代 (利用した場合のみ)

朝食400円、昼食550円、夕食600円 おやつ代50円

二 宿泊費 1泊につき2,500円

三 おむつ代 実費

四 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定複合型サービスに要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。

事業所から片道おおむね1キロメートル毎に 50円 (片道当たり)

五 前各号に掲げるもののほか、指定複合型サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。

二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当事業所の職員は、指定複合型サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示により必要または臨時の応急手当等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には当事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。
- 3 利用者に対する指定地域密着型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の事故の状況及び事故に際して行った処理について記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、堺市及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定複合型サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- 3 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

第16条 当事業所は、自ら提供した指定複合型サービスに対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定複合型サービスに関し、介護保険法の規定により堺市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は堺市からの質問若しくは照会に応じ、及び堺市が行う調査に協力するとともに、堺市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定複合型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた

場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 指定複合型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。
- 3 当事業所は地域における活動への参加はもちろん、地域住民が参加できるような機会の確保に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを堺市に通報するものとする。

(地域との連携等)

第19条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する日常生活圏の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護において知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議によ評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに当該記録を公表する。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、指定複合型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ユウビックと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第21条 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定地域密着型サービスの提供を受けられるよう、また指定地域密着型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するものとする。

- 2 業務継続計画には以下の項目を策定する。
 - 一 感染症にかかる業務継続計画
 - 二 災害にかかる業務継続計画
 - 三 研修
 - 四 訓練

(感染症の予防及び蔓延防止措置)

第22条 感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会「 感染対策委員会 」の設置及び以下の項目について整備に努めるものとする。

- 一 委員会は感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針を講ずるものとする。
- 二 委員会は感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を行う。

(衛生管理)

第23条 当事業所及び従業者は清潔の保持及び健康状態の管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 一 感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会
- 二 感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針
- 三 感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練

(虐待の防止)

第24条 高齢者の尊厳の保持の為、虐待防止のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 虐待の未然防止
- 二 虐待等の早期発見
- 三 虐待等への迅速かつ適切な対応

- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会
- 五 虐待の防止のための指針
- 六 虐待の防止のための従業者に対する研修
- 七 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
- 八 記録の整備

附 則

この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日から改定し、施行する。

この規程は、令和 3年12月 1日から改定し、施行する。

この規程は、令和 4年 3月 1日から改定し、施行する。

この規程は、令和 4年 8月 8日から改定し、施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から改定し、施行する。